第 4528 号

READAS
リーダァスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブＦＡＸニュース

(2012年)平成24年 7月 18日 水曜日

発行所
三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士　三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6　TEL：06-6209-7191　WEB：http://www.zeirishi-miwa.co.jp

# ♤ 個人事業を始めたときに提出する届出書

Ｑ：個人事業を始めようと思いますが、税務署にはどんな届出をしなければなりませんか？

Ａ：開業届出の他一定の届出書を提出しなければなりません。期限にも注意してください。

【解説】

個人が事業を始めたときには、税務署に対して、次の書類を提出しなければなりません。提出期限が定められているものもありますので注意してください。

①個人事業の開業・廃業等届出書
　開業の日から１ヶ月以内
②所得税の棚卸資産の評価方法の届出書
　最初の確定申告書の提出期限まで
③所得税の減価償却資産の償却方法の届出書
　最初の確定申告書の提出期限まで
④所得税の青色申告承認申請書（青色申告をしたい場合）
　開業が１月15日までの場合は３月15日まで
　１月16以降の場合は開業の日から２ヶ月以内
⑤青色事業専従者給与に関する届出書（青色事業専従者給与を支払う場合）
　④と同じ
⑥給与支払事務所等の開設届出書
　給与支払事務所等を設けてから１ヶ月以内
⑦源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書（給与の支給人員が常時10人未満の場合に限られる）
　随時